

令和2年10月27日

産婦人科医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

母体保護法指定医師の遵守事項について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

母体保護法指定医師の遵守事項について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、人工妊娠中絶を行い得る医師の指定権は、母体保護法第14条において都道府県医師会に付与されており、本会では、同法を遵守し責務を全うするため、母体保護委員会を設置し、人格・技能及び設備を考慮し、適正なる審査を行うと共に、同法指定医師に対して遵守事項の励行を求めて委員会を開催しております。

しかし、県内の産婦人科施設について、令和元年11月28日に開催された参議院厚生労働委員会において、「出産一時金目的で12週以降の人工妊娠中絶を行うこと、及び勧誘すること」について取り上げられ、本会として対応を検討し、下記2点について、本年11月1日付けで更新される県内すべての同法指定医師に対し通知いたしますので、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、同法指定医師には、法令を遵守し、安全・確実な手術を行うことにご留意いただき、女性の健康を守り支援し、国民の信頼と期待に応えていただくようお願いすると共に、下記の行為を行った場合には、神奈川県医師会母体保護法指定医師取扱規則第15条により、第12条1項の遵守事項その他指定医師としての義務を履行しないとみなし、指定の取消又は停止とすることがある旨申し添えております。

記

- (1) 母体保護法第1条において「母性の生命健康を保護することを目的とする」と明記されている通り、その目的は母体の「生命健康」を保護することにあります。

人工妊娠中絶は生命ある胎児を含む妊娠を人工的に中絶する手術であり、母体保護法指定医師には指定基準にある「指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行できるものである」ことが要求されており、人工妊娠中絶が医師の営利目的に行われてはならないことは自明の理です。

母体の負担を少なくするためには人工妊娠中絶を妊娠早期に行うことが必要であり、例えば出産一時金目的で、あえて12週以降に人工妊娠中絶を行うこと、又はそのように誘導することは、母体の生命健康の保護に反しており、母体保護法第1条の趣旨に明確に違反する行為です。

- (2) 日本産婦人科医会発行「指定医師必携」及び厚生労働省医政局長通知（医政発0508第1号平成30年5月8日）「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」を遵守し、ウェブサイトの記載内容を見直してください。

また、インターネット、ウェブサイトから人工妊娠中絶の同意書をダウンロードさせてはならず、初診時に人工妊娠中絶を行ってはなりません。

人工妊娠中絶を行うには、問診のうえ診察し妊娠を診断して人工妊娠中絶を必要とする理由（適応）を判断し、適応がある場合、妊婦に手術内容、合併症等を説明した上で、本人及び配偶者の同意を得る必要があります。

受診前（すなわち医師からの説明の前に）に用意された同意書では、適切な説明に基づく同意を証する文書とは言えません。

以上

問い合わせ先

県医師会地域保健課 担当：佐々木

〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1

TEL：045(241)7000 FAX：045(241)1464

E-mail：y-sasaki@kanagawa.med.or.jp